

法改正で介護保険施設利用料は？

【質問】介護保険法の改正に伴い、

十月から介護保険施設などの利用料
が変わるといことですが、負担額
などはどうなるのか教えてください。
(介護保険受給者)

医療制度



が自己負担となります。

二つ目は食費です。食
材料費と調理費相当が自
己負担となります。

しかし、所得の低い方
の自己負担については軽

居住費、食費 個人負担に

【答え】これまで介護 療養型施設)の利用者の

見直し内容の一つ目は

減されることになってお

保険から給付されていた

居住費(滞在費)であり、

ります。すなわち世帯全

居住費などが、原則的に

居室は多床室、従来型個

員が市町村民税非課税の

は利用者の自己負担とな

室、ユニット型準個室、

方(市町村民税世帯非課

ります。その対象となる

ユニット型個室の四つに

税者)や生活保護を受け

方および見直しが行われ

区分されます。多床室(相

ておられる方の場合に

る費用ですが、①介護保

部屋)については、光熱

は、所得水準に合わせて

険施設(特別養護老人ホ

水費相当、その他につい

三段階に区分し、居住費

ーム、老人保健施設、介護

ては室料と光熱水費相当

(滞在費)、食費の負担

各施設が設定 検討を

が軽減されます。

該当する方は「介護保
険負担限度額認定証」を
市町村(保険者)から交
付してもらい、施設の窓
口に提出する必要がある
ます。手続きについては、
お住まいの市町村にお問
い合わせてください。

なお、居住費、食費は
各事業所、施設によって
それぞれ具体的に設定さ
れていますので、その内
容およびサービスの水準
などを十分に検討された
上、施設、事業所を利用
されてはと思います。

(県医師会)